

# 訂正版

平成26年7月18日  
東京慈恵会医科大学

## 文部科学省科研費の不正な申請・受給等に関する調査報告

このたび、本学において文部科学省科研費の研究計画調書の事実と異なる研究業績の記載、および研究者個人に交付された科研費を他者が使用していた事実が明らかになりました。本件について調査を実施し、その最終調査結果とともに、再発防止のための改善策、および関係者の処分をご報告いたします。

### 《本件の概要》

昨冬、学内で科研費申請の研究計画調書に不実記載をしている可能性があるとの流説があり、教職員等に聞き取り調査などを重ねた結果、総合健診・予防医学センター所属の高橋宏樹元講師が、研究計画調書を代筆し、不正に申請・受給していたことが明らかとなった。平成16年以降、高橋元講師は計35研究課題を不正に申請していた。その内訳として、自身で申請した3件を除く32研究課題において、本来の研究代表者に代わり作成していた。研究業績を書く必要のある34研究課題について、研究業績の不実記載をおこなっていた。その結果、採択に至った19課題(総受給額7,029万円)を不正に受給していた。

なお、この19課題中、16課題の科研費(総額5,677万円)は、研究計画調書上の研究代表者ではなく、高橋元講師が別の研究に使用していた。私的流用などは確認されなかったが、本学は、高橋元講師が過去にほぼ同じ手法で科研費不正受給を働き、処分された経緯があることを重くみて、本年6月26日付で懲戒解雇にした。科研費申請に必要なIDとパスワードを高橋元講師に示した講師(1名)と助教(6名)は譴責処分とし、上司であった教授(1名)は減給処分とした。

同じ教員による、類似手法での大規模な不正申請・受給を防ぐことができなかったことは重大な問題で、本学がこの10年間取り組んできた再発防止の態勢が不十分だったといわざるを得ない。今回の問題を受け、学内の研究コンプライアンスを全面的に見直すとともに、再発防止のためのチェック態勢の確立に乗り出すこととした。

### 《本件における問題点》

今回発覚した本件事案は、以下の三つの不正行為から構成される。

- ①高橋元講師が他の研究者の名義で科研費の研究計画調書を作成し、申請していた。
- ②高橋元講師が科研費の研究計画調書の研究業績欄に不実記載をおこなった
- ③申請した個人に与えられる科研費を高橋元講師ら別の研究者が使用していた。

### 1. 背景

本学はかつて、科研費に関する無資格受給と不正使用の問題で社会に多大な迷惑をかけたことがあった。平成13年度科研費受給者に受給資格のない者が含まれていることが判明したため、文部科学省に報告するとともに該当者の科研費を返還した。平成8年度～平成15年度に本学において受給したすべての科研費について受給資格の確認調査を行った結果、合計228件が資格のない研究者による受給であり、そのうち、内科学講座2件を含む70件で不正使用が確認された。この内科学講座の2件の不正使用は、内科学講座(消化器・肝臓内科)の高橋宏樹助手(当時)が、受給資格のない派遣中の研究代表者による科研費の研究計画調書、交付申請書、および実績報告書を作成し、科研費を使用したものであった。このことで高橋助手は平成16年10月に懲戒処分(譴責)を受け、平成17年度から5年間、文部科学省から科研費の受給資格停止の措置を受けている。

# 訂正版

## 2. 経緯

- 平成25年12月、銭谷幹男教授(総合健診・予防医学センター)が統括する研究グループ(※)に所属する教員が、科研費申請の研究計画調書の研究業績欄に事実と異なる記載をしている可能性があるとの流説があった。
- 平成25年12月26日、銭谷教授から松藤千弥学長に相談があった。
- 平成25年12月28日、「科学研究費計画調書の問題に関する調査委員会」(委員長:岡部正隆解剖学講座教授)を設置し調査を開始した。

※この研究グループとは、内科学講座(消化器・肝臓内科)の旧第2研究室のことで、同講座に所属していた一部の教員と、同講座から転科し総合健診・予防医学センターに所属していた銭谷幹男教授と高橋宏樹元講師から構成される。

## 3. 調査内容

1) 調査対象:

### カテゴリー① 98研究課題(研究代表者・研究分担者41名)

※平成16～25年度に科研費の申請および交付を受けた研究代表者および研究分担者(平成26年度申請分を含む)のうち内科学講座(消化器・肝臓内科)に所属した39名と、旧第2研究室所属で現在総合健診・予防医学センターに所属する2名。なお、申請後に不採択になった研究課題も含む。

### カテゴリー② 395研究課題(研究代表者364名)

※本学において、平成26年度科研費に申請した全研究課題、および平成26年度に補助金交付を受ける全研究課題の計395課題の各研究代表者364名。

### カテゴリー③ 科研費申請有資格者293名

※研究費の電子申請に必要なID・パスワードを所有する本学在籍教員1,460名から抽出した293名(20.1%)。

2) 調査方法:

カテゴリー① 公的データベース等で確認できない業績がある研究課題について、研究代表者・研究分担者に対する個別面接による聞き取り調査を実施(平成25年12月以前の退職者には電話による聞き取り調査)

カテゴリー② 自筆署名によるアンケート調査を実施

カテゴリー③ 個別面接による聞き取り調査を実施

## 4. 調査結果

1) 研究業績の不実記載

カテゴリー①のうち、35研究課題(16名)の不正申請において、32研究課題を高橋元講師が本来の研究代表者に代わり作成していた。研究業績を書く必要のある34研究課題(16名)において、高橋元講師による研究業績の不実記載が確認された。科研費の受給に至ったのは19研究課題(12名)で、総受給額は70,290千円であった。

### ①不実記載の内容

**パターン1** 科学雑誌等への掲載決定に至っていない投稿中論文を、「in press(印刷中)」として記載していた。

**パターン2** 既に発表されている旧第2研究室グループの論文に、本来は共著者として含まれていない研究者の名前(研究代表者・研究分担者名)を挿入していた。

### ②不実記載の実行

旧第2研究室に所属していた高橋宏樹元講師が、同じく旧第2研究室に所属する上記調査対象者の研究計画調書を作成し、申請を行っていた。その際に、高橋元講師は上記の方法で研究業績の不実記載を行っていたが、各研究代表者は、申請前に研究計画調書の記載内容を確認していなかった。

## 訂正版

○不正受給された研究課題と不実記載の内訳

No.	研究代表者	受給年度	研究種目	受給金額 (円)	記載業 績数	パター ン1	パター ン2
1	銭谷 幹男	平成18～ 20年度	基盤研究 (C)	4,030,000	29	1	7
2	銭谷 幹男	平成23～ 25年度	基盤研究 (C)	5,200,000	20	4	2
3	高橋 宏樹	平成22～ 24年度	基盤研究 (C)	4,290,000	20	1	11
4	講師A	平成17～ 18年度	若手研究 (B)	3,300,000	25	2	18
5	助教B	平成24～ 26年度	若手研究 (B)	2,990,000	23	6	16
6	助教C	平成23～ 25年度	若手研究 (B)	4,160,000	23	4	18
7	助教D	平成18～ 19年度	若手研究 (B)	3,400,000	24	2	14
8	助教D	平成20～ 22年度	若手研究 (B)	4,030,000	25	0	16
9	助教D	平成23～ 25年度	若手研究 (B)	4,160,000	23	4	16
10	助教E	平成18～ 19年度	若手研究 (B)	3,300,000	25	2	18
11	助教E	平成20～ 22年度	若手研究 (B)	4,160,000	25	0	20
12	助教F	平成19～ 21年度	若手研究 (B)	3,700,000	21	1	18
13	助教F	平成23～ 25年度	若手研究 (B)	4,160,000	26	4	20
14	助教G	平成18～ 19年度	若手研究 (B)	3,400,000	19	2	17
15	助教G	平成20～ 22年度	若手研究 (B)	4,160,000	20	0	20
16	助教H (退職)	平成16～ 17年度	若手研究 (B)	1,600,000	19	0	14
17	助教I (退職)	平成18～ 19年度	若手研究 (B)	3,300,000	25	2	18
18	助教J (退職)	平成19～ 21年度	若手研究 (B)	3,570,000	19	1	18
19	助教J (退職)	平成22～ 24年度	若手研究 (B)	3,380,000	22	0	22

## 訂正版

### 2) 科研費の目的外使用

- 上記の不実記載が判明した科研費の19研究課題のうち、高橋元講師と銭谷教授が研究代表者として採択された3研究課題以外の16研究課題については、研究代表者ではなく高橋元講師が別の研究課題に科研費を使用していた。
  - 研究代表者10名は、交付内定時点で不正申請の事実を把握した後も科研費の受給を拒絶していなかった。なお、これらの研究代表者は当該研究を実施していなかった。
  - 研究代表者10名は、採択された研究課題の内容を知らないまま納品書や伝票類にサインしており、実質的に目的外使用を幫助していた。受給した科研費は試薬の購入などすべて研究のために使用されており、個人の利益を得るための私的流用、カラ発注、カラ出張、カラ謝金等は確認されなかった。
  - 実績報告書はすべて高橋元講師が作成して提出していたが、実績報告書に記載された研究業績はすべて実在するもので、事実と異なる記載はなかった。
- ### 3) 研究費の電子申請用 ID・パスワードの不適切管理と不正申請
- 電子申請用の ID・パスワードは個人で厳重に管理すべきものだが、今回不実記載が判明した研究代表者のほとんどは ID・パスワードの厳重な管理を怠っており、高橋元講師に要求されて情報を渡すなどし、不正申請が行われていた。
- ### 4) その他の不正の有無
- カテゴリー②と③において、問題となる不正は見つからなかった。

## 5. 改善計画

本学は、10年前の科研費不正受給問題を受けて、再発防止のために大学として研究費の使用に関する諸制度を既に設けている。しかし、当時処分を受けた高橋元講師が、科研費の不正申請・不正受給等をほぼ同じ構図で再開していた事実は、本学が定めた再発防止の対策が、不十分な内容であったと厳粛に受け止めざるを得ない。

- 1) 今回の事案から明らかになったこと
  - ① 研究費の申請に係る社会的責任等に関する周知・教育が不十分であった
  - ② 不正を事前に防止するための組織的取り組み等が不十分であった
  - ③ 不正に対する大学のガバナンス体制が脆弱であった
- 2) 過去の再発防止策の欠点
  - ① 紙媒体(研究費ガイド等)や座学(使用説明会等)に依存し、その実効性の確認を怠っていた
  - ② 科研費申請資格や使用方法等について問題を抽出する監視体制が不十分であった
  - ③ 不正防止の実行にあたり、内部統制の仕組みが効果的に機能していなかった
- 3) 上記を踏まえた新たな再発防止策のコア
  - ① 研究コンプライアンス教育に特化した学内組織を設置し、不正防止における教育機能を担当する
  - ② 外部有識者を長とする研究不正や研究費不正等の警告・調査・告発対応等を担う新規組織を設置し、不正全般の監視を実施する
  - ③ 学長を中心とした包括的な研究ガバナンス体制を構築する。上記2組織は学長の直轄指揮下に置かれ、学長による研究全体の円滑な統治が可能な組織体系を整える
- 4) 今後の対応と再発防止策
  - 不正再発防止を徹底するために、新たに組織としての管理責任の明確化と、不正を事前に防止する取り組みについて、次頁に掲げる対策を早急を実施する。これらの対策は、本年2月18日に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を基盤とし、研究不正に対する本学独自の姿勢を加味した内容とした。
  - 様々な不正の防止を達成できていない大学組織の構造および体質等の問題を的確に抽出・把握するために、不正再発防止策の実施と平行して、第三者を中心とした検証グループを立ち上げ、本学改革へ向けた提言の取りまとめを要請する。その提言をもとに再発防

## 訂正版

止策を再度見直し、抜本的強化を進める。

- 科研費申請に関する対策は平成27年度分の申請に向けて平成26年9月以降順次開始する。第三者による検証は平成26年度夏に開始し、研究ガバナンスに関する対策は平成27年4月を目処に実施する。

### 《研究コンプライアンス推進のための新たな組織の設置》

- ・大学独自の「研究主任者認定制度」の実施
- ・公的研究費の申請および使用を希望する研究者に「公的研究費の適正な申請・使用に係るFD」の受講を義務化
- ・公的研究費の申請時における不正申請防止策の強化
- ・研究関連情報の集中管理
- ・再発防止策の周知
- ・研究者行動規範の策定 等

### 《研究適正化のための新たな組織の設置》

- ・研究不正および研究費不正等の監視・調査・告発等の実施
- ・外部有識者を組織の長とし、学内教職員と複数の外部有識者から構成
- ・再発防止策実施状況の評価
- ・不正告発窓口の設置と予備調査体制の構築
- ・懲戒に関する規程の整備
- ・再発防止策の継続的検証 等

## 6. 関係者の処分

現職者については、「学校法人慈恵大学就業規則」に基づき、平成26年6月26日付けで以下のとおり処分を行った（※退職者を除いた教職員計16名）。管理監督者として、理事長・学長・専務理事の3名は、給与を一部自主返上する（給与の20%相当を3ヶ月分）。退職者については処分の対象にならず、他大学への転出者はいない。

懲戒解雇	講師1名(高橋 宏樹)
減給	教授1名(銭谷 幹男)
譴責	講師1名、助教6名
厳重注意	教授1名、助教4名、職員2名

## 7. 調査委員会

科学研究費計画調書の問題に関する調査委員会(◎は委員長)

- ◎岡部正隆 東京慈恵会医科大学解剖学講座 教授(教育研究助成委員長)
- 小川佳宏 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授
- 後藤由季子 東京大学大学院薬学系研究科 教授
- 吉葉一浩 野本・吉葉法律事務所 弁護士
- 景山 茂 東京慈恵会医科大学臨床研究支援センター 特命教授
- 嘉糠洋陸 東京慈恵会医科大学熱帯医学講座 教授

以上

### 【本件に関するお問い合わせ】

学校法人 慈恵大学 広報推進室(担当 高橋 誠)  
電話 03-3433-1111(大代表)